

前回定例会（平成26年11月5日）以降の主な動き

平成26年12月3日
資源エネルギー庁
柏崎刈羽地域担当官事務所

1. 原子力・エネルギー政策の見直し（エネルギー基本計画の具体策検討）

（1）総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会（第15回）【11月19日開催】

昨年度までエネルギー基本計画策定のための審議が行われた分科会。

第15回ではIEA事務局長による2014年エネルギー展望の講演が行われたほか、事務局より提示されたエネルギー関係技術開発ロードマップが了承された。

（2）総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会 原子力小委員会（第9回）【11月13日開催】、（第10回）【11月27日開催】

各分野の有識者により福島復興再生の取組、原子力依存度低減の課題、安全性向上の追求、競争環境下における原子力事業等のあり方等について検討を行う。

第9回では、事務局より提示されたこれまでの議論の中間整理案について議論し、第10回では、前回の議論を踏まえた中間整理（改訂案）が検討された。

（3）総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会 自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループ（第3回）【11月10日開催】

原子力小委員会の傘下に設置したワーキンググループ。廃炉を含めた軽水炉の安全技術・人材維持等について関係者毎の役割を明確化したロードマップを作成するとともに、産業界が行う自主的安全性向上に係る取組を共有し改善策の取りまとめ等を行う。

第3回では、軽水炉の安全技術と人材ロードマップ等について議論。

（4）総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループ（第10回）【11月27日開催】

電力システム改革の具体的な制度設計に関する検討・審議を行うためのWG。

第10回では小売全面自由化に係る詳細制度設計等について議論。

(5) 総合資源エネルギー調査会電気料金審査専門委員会

廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ（第3回）【11月25日開催】

原子炉の廃炉に係る現行の会計制度が、廃炉に必要な財務的な基盤を確保する上で適切なものとなっているかを検証し、必要に応じた見直しの検討を行うためのWG。

第3回では廃炉を円滑に進めるための会計関連制度の課題等について議論。

(6) 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会

新エネルギー小委員会（第7回）【12月2日開催】

各分野の有識者により、地域間連携線の増強、固定価格買取制度、技術開発促進等の再生可能エネルギーの導入拡大のあり方について検討を行う。

第7回では、再生可能エネルギーの電源別課題と推進策、固定価格買取制度の運用改善案等について議論。

(7) 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会

省エネルギー小委員会（第7回）【12月2日開催】

各分野の有識者により、デマンドリスポンス等需要抑制手法、省エネルギー技術開発等のあり方、指標設定等について検討を行う。

第7回では、産業部門の省エネルギー対策等について議論。

2. 高レベル放射性廃棄物の最終処分計画見直し

(1) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会放射性廃棄物ワーキンググループ
第13回【11月20日開催】

9月30日に開催された最終処分関係閣僚会議において合意された、「科学的に適性が高いと考えられる最終処分候補地の具体的要件・基準等について専門家の更なる検討を進めること」を実施するため、本WGを再開。

第13回では科学的有望地の要件・基準の基本的考え方等について議論。

3. 福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水処理対策

(1) 汚染水処理対策委員会（第14回）【11月13日開催】

学識経験者、研究機関、東京電力、経産省等の委員で構成し、汚染水問題の潜在リスクを洗いだし、汚染水対策を予防的かつ重層的に実施するための定期会合。

第14回では汚染水対策の進捗状況等について議論。

(2) 廃炉・汚染水対策現地調整会議（第15回）【11月25日開催】

政府原子力災害対策本部下に設置した現地会議。汚染水問題について現地の政府機関、東京電力等関係者の情報共有、連携を強化し対策の具体的な進め方について検討を行う。

第15回会議では廃炉・汚染水対策の進捗状況等について議論。

(3) 高性能多核種除去設備タスクフォース（第4回）【11月7日開催】

専門家により高性能多核種除去設備の進捗管理等を実施。第4回では実証事業の進捗状況等について議論。

5. その他

(1) 2013年度エネルギー需給実績（速報）の公表【11月14日】

最終エネルギー消費

前年度比▲0.9%と微減。エネルギー源別では、石油が前年度比▲1.4%、都市ガスが同▲2.8%と減少した一方、石炭が同+1.0%、電力が同+0.3%と増加。東日本大震災前の2010年度比較では▲5.0%。

一次エネルギー国内供給

前年度比+0.9%と微増。エネルギー源別では、石炭（同+7.9%）と再生可能・未活用エネルギー（同+6.1%）が増加。原子力（同▲41.8%）が大幅に減少し、石油が若干減少し、天然ガスはほぼ横ばい。東日本大震災前の2010年度比較では▲4.8%。

エネルギー起源二酸化炭素排出量

化石燃料消費量増加等により前年度比+1.4%と増加。東日本大震災前の2010年度比較では、+8.3%。

(以上)

前回委員質問への回答

Q：9月12日付経済産業大臣から鹿児島県知事宛の文書中の「万が一事故が起きた場合には、政府は関係法令に基づき責任をもって対処」とあるが、その法令と内容はどのようなものか。

A：代表的なものとして以下のものがあります。

○「原子力災害対策特別措置法」

（国の責務）

第四条 国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。

第四条の二 国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

○「原子力損害の賠償に関する法律」

（国の措置）

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。